

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

全社員が仕事と家庭とを両立させることができ、また、より生き生きと働きやすい就業環境を整備することによって、その能力を最大限に発揮できるよう、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年3月1日～令和6年3月31日までの3年1か月間

2. 内容

目標1) 子育てを行う社員の仕事と育児の両立を支援するため、柔軟に働ける雇用環境および制度の整備・拡充を行う

【対策】

- ◇ 令和3年3月～ 育児休業制度について、男女を問わず利用者拡大のための啓蒙活動を定期的に行う
- ◇ 令和3年4月～ フレックスタイム制度およびテレワーク制度の拡充

目標2) 妊娠中・産休・育休・介護休・復帰後のキャリアに関する社内相談窓口設置による各種制度の周知や情報提供

【対策】

- ◇ 令和3年3月～ 妊娠中の女性社員の母性健康管理についてパンフレットを作成して配布し、制度の周知を図る
- ◇ 令和3年3月～ 産休・育休・介護休などの制度の説明・周知活動を社員に対して定期的に行う
- ◇ 令和3年4月～ 各種制度をより利用しやすくするため、管理職の意識の啓発活動を計画・実施する

目標3) 所定外労働時間削減のため、週1回のノー残業デー導入

【対策】

- ◇ 令和3年3月～ 所定外労働の現状把握
- ◇ 令和3年10月～ 週1回の「ノー残業デー」を設定導入・周知促進